

— 中間報告 — (概要) 公益社団法人 日本技術士会 (平成29年6月1日)

- 文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会報告書「**今後の技術士制度の在り方**」(2016.12.22)を受け、課題を検討
- 日本技術士会では「技術士制度検討委員会」を設置し独自に検討。今後の技術士分科会等の審議に資するため本提言を取りまとめ
- 技術士登録は平成28年度末で**87,630人**。第二次試験合格者は**毎年3,000人超**
- 現状では、継続研鑽(CPD)、技術士の登録状況の把握、技術士補の在り方、国際的資格認証、技術士資格の公的活用等が課題

1. 更新制度の導入(本文P2)

- CPDは技術士の責務(法47の2)。現状ではCPD制度の活用は技術士全般に及んでおらず、また、CPDの内容、実施方法、確認方法等に課題
- 登録事項の変更の届出義務(法35条)等の徹底が不十分(失念者、物故者)

一定の研鑽と登録事項の確認を目的とした更新制度の導入が是非とも必要
※CPDに課題が多いことから、全体の更新条件とは一旦切り離し、今後更に検討

【更新制度の骨格案】

- ①更新対象者:全ての技術士を対象
 - ・複数部門登録者は1回の更新で複数部門の更新を可能
 - ・廃業後も技術士として社会貢献等を行っている高齢者が存在することから、業務実態や更新の負担等を勘案し、その取扱いの検討が必要
- ②更新期間:他の資格制度の更新期間を参考に5年程度が適当(本文別添1)
- ③更新条件:**「更新講習」の受講を条件**。講習は技術者倫理など部門横断的内容
※一定のCPDを継続して取得している者は講習の一部又は全部を免除
(CPD時間数、実施主体、確認方法等の詳細は別途検討)
- ④未更新者:技術士資格を剥奪するのではなく、**登録名簿から削除**
※削除で技術士を名乗れなくなるが、更新手続きをとれば再登録可能
- ⑤更新の猶予と事前更新:事故、病気、海外居住者等に配慮
- ⑥更新講習の開催場所:受講者の利便性を考慮し、東京の他、複数の都市で実施
- ⑦周知期間及び経過措置:更新制への理解のため、十分な周知期間を置く
- ⑧更新事務の実施機関:指定登録機関同様、法律で更新事務の実施機関を指定

2. 技術士補の在り方と初期能力開発(IPD)支援方策(本文P6)

- 第二次試験の受験資格として3つのルート(%はH27年度)
 - ①**技術士補**に登録し、**指導技術士**の下で実務経験4年以上(1.7%)
 - ②**職務上の監督者**の下で実務経験4年以上(2.6%)
 - ③実務経験7年以上(95.7%)
- 技術士補登録の意義は薄れ、**技術士補の廃止を検討すべき**
- 若手の技術士参入促進のため、4年ルートは存続すべき
その際、現在の指導技術士の部門限定を撤廃、学協会と連携しIPD支援

3. 技術士資格の国際的通用性(本文P7)

- 国際エンジニア連合(IEA)では各国技術者資格のカテゴリー化を検討
 - ・カテゴリーⅠ: IEAの国際技術者の要件に合致するもので追加審査なし
※自国での資格認定がそのまま国際資格認定となる
 - ・カテゴリーⅡ: IEAの国際技術者の要件に合致せず、追加審査が必要
- 現在の日本の技術士制度では、カテゴリーⅡに分類されると予想される**
- 分科会報告書ではIEAの国際エンジニアに求められる資質能力を踏まえ、第二次試験の見直しを提言。現在、日本技術士会で具体策を検討中。
- 第二次試験の見直しでIEAの要件が満たされている旨、今後、IEAに働きかけ**

4. 他の国家資格との相互活用(本文P8)

- 一部建設系の分野では業務執行要件の中で技術士活用のシステムが構築**
- 中央省庁所管の17の資格について技術士の活用が認定(本文別添2)
- また、21の資格で資格取得上の免除等(本文別添3)
- 技術士資格活用の更なる拡大に向け、**以下の資格等での活用を要望**(本文別添4)

化学物質管理技術者、医薬品等総括製造販売責任者等、水質検査実施者、作業環境測定士、公害防止管理者等、鉄道車両等の設計照査、高圧ガス製造保安責任者、計量士、エレベーター等の型式適合認定員、機械器具設置設計照査、廃棄物処理施設技術管理者、生産業務等安全主任者

日本技術士会では「技術士制度検討委員会」を存置させ、引き続き、CPD等の技術士の資質向上、国際的技術者資格認定等について検討。今後とも当会としての責務を果たすとともに、今後の技術士制度の発展に向けた国の取組みに大きく期待。

技術士制度改革について(提言) (中間報告)

平成 29 年 6 月 1 日

公益社団法人 日本技術士会

目 次

はじめに	1
------------	---

個別課題の現状と今後の方向性

1. 更新制度の導入	2
2. 技術士補の在り方と IPD 支援方策	6
3. 技術士資格の国際的通用性	7
4. 他の国家資格との相互活用	8

おわりに	9
------------	---

はじめに

日本技術士会（以下、「当会」という。）では、平成 27 年 5 月に「技術士制度検討委員会」を設置し、技術士制度に関する様々な論点について独自に検討を進めてきた。今般、文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会（以下、「技術士分科会」という。）において、報告書「今後の技術士制度の在り方について（平成 28 年 12 月 22 日）」（以下、「分科会報告書」という。）が取りまとめられた。

技術士資格は科学技術分野での国家資格として高い評価を得ており、第二次試験合格者は毎年 3,000 人を超え、平成 28 年度末現在でみると、技術士登録者実数は増加傾向を維持し 87,630 人、そのうち当会の会員登録者実数（技術士）は近年微増であるが 14,739 人となっている。

技術士法の目的には「科学技術の向上、国民経済の発展に資する」とされているが、技術士登録者のうち業務の廃止により活動していない者や物故者がおり、技術士の活動の実態把握には困難な面も多い。当会では、技術士法の責務（法第 47 条の 2）を受け、「継続研鑽（CPD）」（CPD：Continuing Professional Development）の普及のため、各種講演会等を主催するとともに、「技術士CPD登録証明書」の発行、会員については「技術士CPD認定会員制度」を発足させているが、一般にCPDについては、一部を除き、十分に普及しているとは言いがたい現状がある。また、技術士補の在り方、技術士になるまでの初期能力開発（IPD：Initial Professional Development）についても課題が残されている。更に、産業のグローバル化の中、APECエンジニア、IPEA国際エンジニアに代表される国際的な技術者資格認定制度が構築されているが、これらと技術士資格との同等性の確保について引き続き検討が必要である。技術士資格の活用については、一部建設系の分野では業務執行要件の中で技術士活用のシステムが構築されているが、他の分野では技術士資格の活用が不十分であり、その拡大が必要と考えられる。

こうした状況を踏まえ、分科会報告書の取りまとめを受け、分科会報告書において今後の検討事項とされたいくつかの課題のうち、特に当会として提言すべき事項を整理し、今後の技術士分科会等での審議に資するため、今般、「技術士制度改革について（提言）」（中間報告）を取りまとめた。今後、技術士分科会における審議等を踏まえ、必要に応じ追加等を行い、最終報告を取りまとめる予定である。

個別課題の現状と今後の方向性

分科会報告書においては今後更に検討すべきいくつかの課題が掲げられている。それらの課題のうち、試験制度そのものに関わる課題については技術士分科会等における審議結果を踏まえ、今後、指定試験・登録機関として適切に対応していく。当会としては、技術士制度改革の方向性として、重要と思われる下記に示す4課題に焦点を当てた検討を行い、各個別課題について以下のとおり今後の方向性について提言を取りまとめた。

課題 1、更新制度の導入

課題 2、技術士補の在り方と IPD 支援方策

課題 3、技術士資格の国際的通用性

課題 4、他の国家資格との相互活用

1. 更新制度の導入

技術士は、登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を実施しているが、現在、下記のとおり制度上の課題が指摘されている。

(1) 技術士制度の現状と課題

① 研鑽状況の把握

技術士は、技術士法により資質向上の責務が課せられており（技術士法第47条の2）、技術士としてこれを遵守し、確実に実行することが望まれる。

中小企業診断士等の資格では、講習会制度を伴う資格更新が実施されており、建築士（事務所に所属して実務を担当する建築士）も研修及び資格更新が義務づけられ、弁理士についても実質更新制度に近い講習制度が実施されている。

なお、当会は CPD 認定会員制度を設け、当該会員の研鑽状況を記録するとともに、非会員を含め広く証明書の発行を実施しているが、こうした制度の活用は技術士全般に及んではない。CPD の内容、実施方法、確認方法、CPD 時間の取得状況の技術部門間でのばらつきなど CPD については多くの課題がある。

① 技術士の登録状況の把握

技術士は、登録を受けた事項に変更がある場合にはその旨を届け出なければならないと定められており（技術士法第 35 条）、登録事項には、氏名、生年月日、合格年月及び技術部門の名称の他、技術士事務所の名称、所在地（又は、他の勤務先の名称、所在地）が含まれている。また、業務を廃止した場合や死亡した場合には、当該技術士又はその相続人若しくは法定代理人は、遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならないとされている（技術士法施行規則第 19 条）。

しかし、業務の廃止や、勤務先、勤務先所在地の変更などについて所定の手続きを失念している技術士の存在や、技術士が死亡したとき遺族からその旨の連絡がないなどのケースが発生していると推定される。

技術士制度は、科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とし、科学技術に関する高等の専門的応用能力を持って計画、設計等の業務を行う者に対して「技術士」の資格を付与するものとされており、我が国を支える技術人材として技術士が期待される中、技術士の登録情報は基礎情報として重要である。

以上の課題を踏まえ、技術士制度が今後とも発展していくためには、更新を登録制度に必須のものとして捉え、一定の研鑽と登録事項の確認を目的とした更新制度の導入が是非とも必要である。CPD と更新制度との関係については、今後検討すべき課題が多く残されていることから、CPD については別途検討することとし、技術士の資質向上を目指し、今後の CPD の普及、定着を図るよう取組むことが必要である。また、更新は一定期間毎に行われることから、必ずしも技術士の実態を常時把握する仕組みとはならないが、更新制度の導入は、登録事項に変更があった場合の届出の徹底や一定期間毎ではあるが技術士の実態把握にも有効と考えられる。

（2）更新制度に係る提案

当会として更新制度の制度設計の骨格について以下のとおり提案する。

① 更新対象者

更新制度を導入する場合、基本的に全ての技術士を対象とする必要がある。複数の技術部門への登録者については更新手続きの重複を避けるため 1 回の更新手続きにより複数の技術部門を更新することができるものとする。

また、高齢者については、既に業務は廃止しているが技術士として社会貢献等への取組みを継続している者などが存在することから、その業務実態や更新手続きの負担を勘案し、高齢者の取扱いについて検討することが必要である。

② 更新期間

技術や社会の変化に十分対応した技術士であることを確認するためには、更新期間は重要な要素である。他の資格の更新期間（「更新制度のある主な資格」別添1参照）をみると、概ね5年程度であることから技術士制度においても5年程度を更新期間とすることが適当である。

③ 更新条件

更新は「更新講習」の受講を条件とする。更新講習は全技術部門に共通する内容とし、技術者倫理を必須とし、科学技術政策や技術士に係る法制度の現状及び更新時点で話題となっている技術に係るトピックスの講義等とする。

また、一定のCPD時間を継続して取得している者については更新講習受講の一部又は全部を免除できるものとする。免除に必要なCPDの時間数、対象とするCPD講義等の実施主体、確認方法等の詳細については別途検討する。

④ 未更新者の取扱い

未更新者については、技術士資格を剥奪するのではなく、技術士登録簿から削除する。この削除により技術士の名称を用いることができなくなるが、未更新者は更新手続きを行うことにより再登録することができるものとする。

⑤ 更新の猶予と事前更新

事故または病気、海外居住及び出張によって更新講習を受講できない者は更新を猶予、または事前更新を可能とする。

⑥ 更新講習の開催場所

更新講習は受講者の利便性を考慮し、東京の他複数の都市で実施する。

⑦ 周知期間及び経過措置

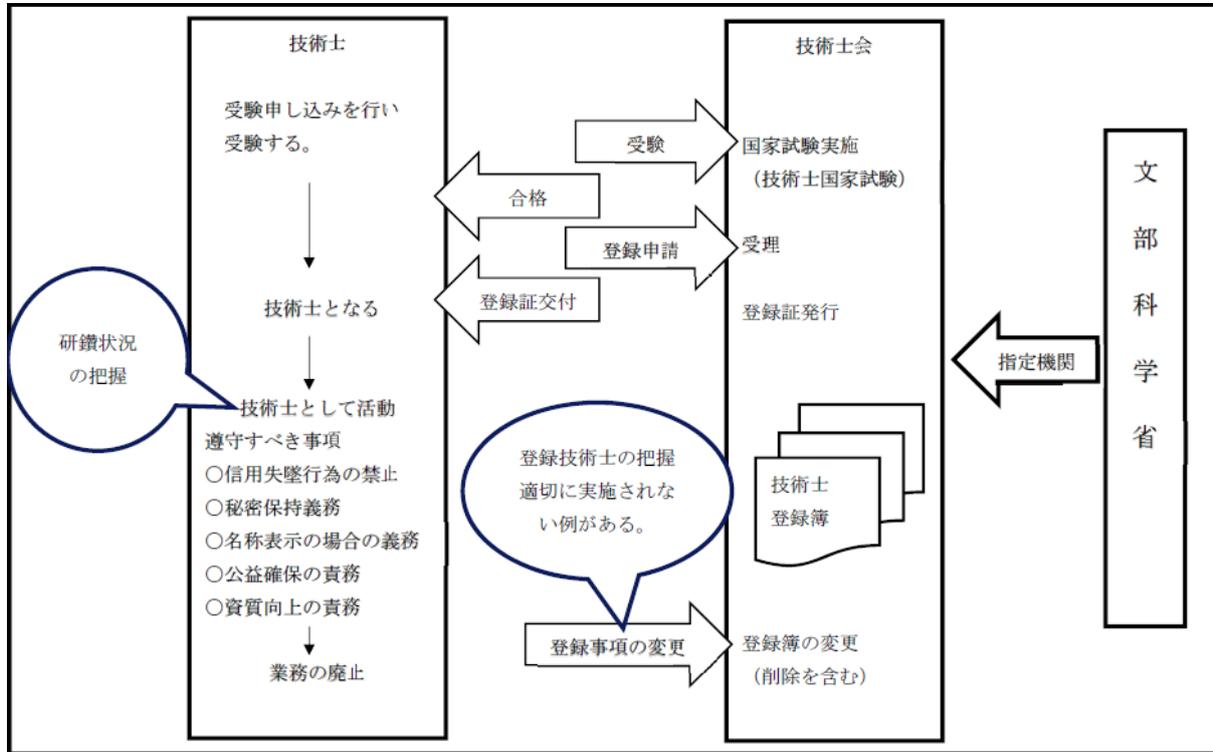
更新制度導入に当たっては、各技術士が更新の意義、更新条件等を理解し個々人が対応できるようにするための周知期間、経過措置を置く。

⑧ 更新事務の実施機関

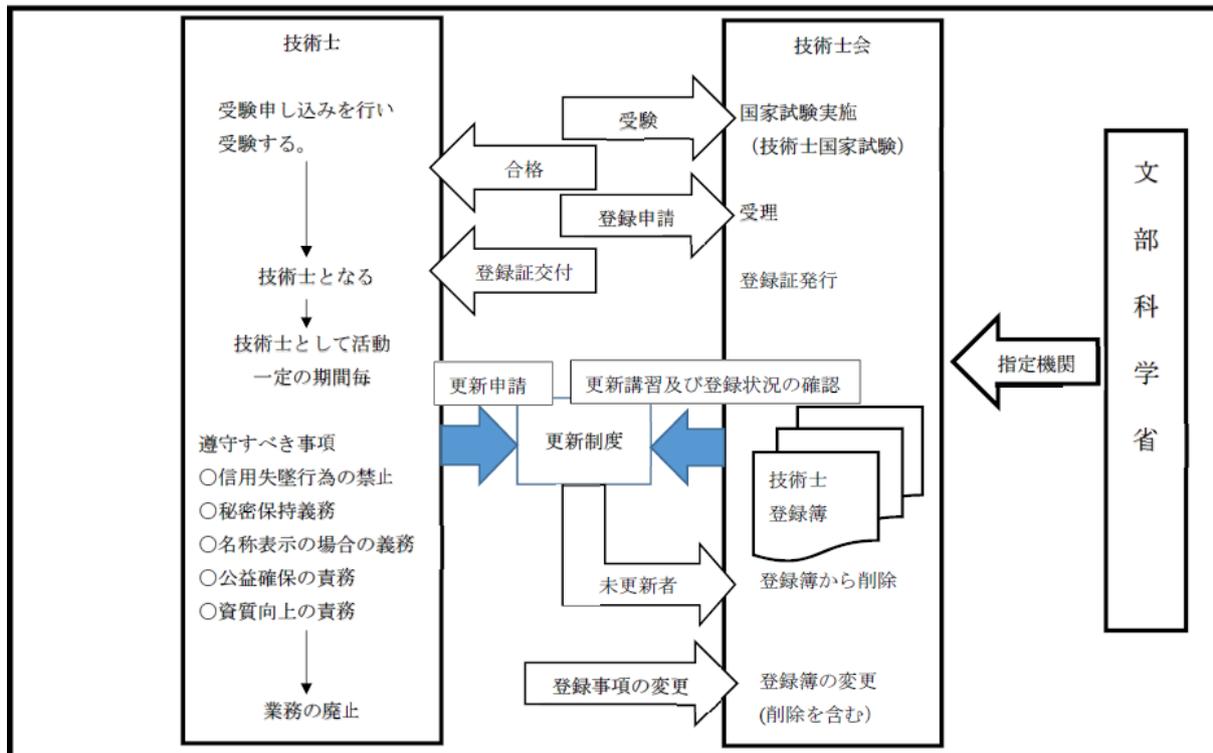
現在、技術士の登録については指定登録機関が実施しているが、更新事務についても同様に実施機関を指定し、事務に当たらせることが適当である。

図：新旧制度の比較

【現行制度】



【更新制度導入後】



2. 技術士補の在り方と IPD 支援方策

技術士補の制度は、昭和 59 年に始まって以来 30 年以上の歴史を持ち、若手優秀人材の技術士への参入促進のために創設された。

現在、第二次試験の受験資格として、①技術士補に登録し指導技術士の下で実務経験 4 年以上（平成 27 年度で受験者全体の 1.7%）、②職務上の監督者の下で実務経験 4 年以上（同 2.6%）、③実務経験 7 年以上（同 95.7%）の 3 つのルートがある。上記の数字が示すように、大多数の者が実務経験 7 年以上のルートを選択しているのに対し、技術士補のルートの選択者は極めて少なく、技術士補の意義はもはや薄れていると言わざるを得ない。

したがって、技術士補制度の廃止を検討すべきと考えられる。他方、実務経験 4 年以上のルート（以下、「4 年ルート」という）は、選択者数は少ないが若手優秀人材の技術士への参入促進のために一定の意義があると考えられることから、技術士補制度の廃止の場合においても、4 年ルートを存続させるべきと考えられる。

技術士補制度の廃止、存続のいずれの場合においても、4 年ルートの一層の活用が望まれ、そのためには第二次試験の受験にいたるまでの第一次試験合格者に対する支援をより充実させることが重要である。現在、指導技術士には当該技術士補が合格した技術部門の技術士がなることとされているが、登録者数の少ない技術部門や各地域では、適切な指導技術士に指導を依頼することが難しい状況にあることから、今後は指導技術士の技術部門を限定しないことが考えられる。また、指導技術士を探す際の支援も一層充実させることが必要である。

また、技術士を目指すためには IPD の実施が不可欠であり、IPD 支援の拡大、充実が必要である。当会では「修習技術者のための修習ガイドブック」（当会修習技術者支援委員会編）を作成し修習活動内容を公開している。また、当会では、技術士制度、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定制度等への理解を深めるため、大学、高等専門学校に対する広報活動を行っているが、IPD についての広報活動も併せて強化して行く必要がある。

IPD の拡大充実には、多くの学協会の参加も必要であり、学協会には、上記ガイドブックを手引きに、学協会による IPD の認知、IPD を意識した学生向けの講義や社会人講座の実施など、IPD 支援に係わる教育活動の実施に期待したい。

注）日本技術者教育認定機構（JABEE）認定プログラム等の修了者は文部科学大臣の指定により第一次試験合格者と同等とされている（法第 31 条の 2 第 2 項）

3. 技術士資格の国際的通用性

国際エンジニアリング連合（IEA：International Engineering Alliance）は、国際的技術者教育・資格認定の国際協議の場であり、IEAは国際的に通用するエンジニア資格として、APEC エンジニア（平成29年4月1日現在の日本の技術士の登録数は1,004件）とIPEA 国際エンジニア（同、246件）の2資格を認めているが、その登録要件の一つとして国際エンジニアに求められる資質能力「PC (Professional Competence)」(以下、「IEA-PC」という。)を定めている。

IEAでは、IPEA 国際エンジニアについて、加盟国の技術者資格がIEA-PCを含むIPEA 国際エンジニアの登録要件に合致している場合、当該資格を「カテゴリーⅠ」に、合致していない場合、「カテゴリーⅡ」に分類し、カテゴリーⅠに分類された技術者資格については「追加審査」なしで国際エンジニア登録ができる制度を導入すべく検討を進めており、APEC エンジニアにも適用される見込みである。詳細はこれからであるが、現行の日本の技術士制度は、IEA-PCに合致していないと考えられているため、カテゴリーⅡに分類され、従来どおり追加審査が必要な資格として扱われることが予想される。

分科会報告書においては、IEA-PCを踏まえ、また、複合的なエンジニアリング問題への対応等を念頭に置きつつ、第二次試験について、必須科目を記述式にするとともに、選択科目の見直しなどが提言されている。現在、当会において見直し後の第二次試験の具体的な内容について検討を行っているところである。

現行の技術士制度がカテゴリーⅠに分類されることは難しいと考えられるが、今回の第二次試験の見直しを受け、今後導入される新しい第二次試験については、マネジメント力や評価力と言ったコンピテンシーが満たされている旨を十分に説明の上、日本の技術士制度のカテゴリーⅠへの分類をIEAに認めさせるよう働きかけていくことが重要と考えられる。

なお、日本の技術士制度では、第二次試験の受験資格の一部について、4年以上の実務経験者にも受験を認めているが、IEAでは7年以上の実務経験が要件とされているため、当該受験合格者がAPEC エンジニアやIPEA 国際エンジニアの資格を取得する場合には、改めて7年以上の実務経験等について追加審査を受けなければならない。

(注) カテゴリーⅠとカテゴリーⅡ

カテゴリーⅠとは、ある国の技術者制度が、IEAが定める国際技術者（APEC エンジニア、IPEA 国際エンジニア）の要件に合致している場合、当該国の技術者として登録されれば個人毎の要件確認を行わずに国際技術者として認定されるもの。また、カテゴリーⅡは、ある国の技術者制度単独ではIEAが定める要件を満たさず、当該国での登録に加えて個人毎の要件確認の審査が必要なもの。

4. 他の国家資格との相互活用

他の国家資格との相互活用については、分科会報告書において、情報処理技術者試験、中小企業診断士試験に対する技術士第一次試験の一部免除等が提言されている。技術士側からみて、技術士資格はいわゆる「名称独占」資格であるため、業務上の資格取得のメリットが少ないという見方がある。昭和32年の技術士法制定時には「業務独占」について多くの議論がなされたが、現時点においても、技術士の数そのものが少ないことや技術士の資格分野が広範な分野に亘ることなどから、業務独占の法制度化は困難と考えられている。

技術士資格の公的活用については、平成28年度末現在、中央省庁の所管資格について、17の資格において技術士資格の活用が認められている（「技術士資格の公的活用」別添2参照）。また、技術士及び技術士第二次試験合格者に対し、21の他の公的資格取得上の免除等が認められている（「他の公的資格取得上の免除等」別添3参照）。

技術士資格の公的活用については、他の資格との同等性等の観点から、当会の「活用促進委員会（政策提言グループ）」が平成25年度から26年度にかけて検討を行い、平成27年5月に取りまとめを行った。当会では、上記政策提言グループの検討結果に基づき、更に当会の各部会（*）の意見も加え、今後の技術士資格の活用に対する要望を取りまとめた（「技術士資格の活用に関する要望一覧」別添4参照）。

現在、既に建設系の一部で導入されているが、限定的な資格分野、業務内容については技術士の資格を業務執行の要件とすることなどが可能と考えられ、技術士制度の活性化のためには技術士資格の活用の拡大が極めて重要と考えられる。当会としては、上記の「技術士資格の活用に関する要望」の実現に向け、他の資格との同等性等に関する検討を中心とした技術士分科会等における審議に期待するとともに、資格の所管府省等関係各般に働きかけていくこととしたい。

*当会では技術士法施行規則第2条の各技術部門に対応し、総合技術監理部門を除く20の部門毎に部会を設置している（ただし、船舶・海洋部門と航空・宇宙部門は合同部会）。

おわりに

我が国の企業部門の研究者数は平成 26 年時点で約 49 万人であり、中国は約倍の 95 万人、韓国は実数では 35 万人とやや少ないが、企業部門の研究者数について日本が横ばいであるのに対し、中国、韓国ともに近年極めて大きな伸びを見せている（文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2016」より）。企業部門における研究者と技術士の関係は明確ではないが、中国、韓国等の動向を踏まえれば、我が国における技術系人材（理工系人材）の育成は益々重要になっており、技術士制度の活性化、発展も一層重要性を増している。

当会の設立については、技術士法第 54 条に「全国の技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため」とある。協会としては、技術士分科会等における審議、関係各府省の政策、国会等の動き、産業界や学協会の動向等を踏まえ、適切にその役割を果たしていく責務がある。

技術士資格については、資格取得のメリット、技術士の社会的知名度、認識度の向上といった課題もある。協会は、指定試験・登録機関としての試験及び登録関連業務を着実かつ厳正に遂行するとともに、技術士制度の発展のため、特に、技術者倫理に関する普及啓発、CPD 支援など技術士の一層の資質向上、国際展開、産学官連携、また、防災・減災、司法支援などの社会貢献活動に一層力を傾注していくこととしたい。

また、今般の検討において、技術士の資質向上面で IPD や CPD の重要性や国際的技術者資格認定について今後の国際動向も踏まえつつ適切な対応が必要などの課題が示唆された。協会として、技術士制度検討委員会を引続き存置させ、これらの課題について今後とも検討を継続していくこととする。

こうした状況の下、更新制度の導入、資格の活用促進など今後の技術士制度の発展に向けた国の取組みに大きく期待したい。

日本技術士会 技術士制度検討委員会

- 山口 高士 (航空・宇宙)
- 河瀬 日吉 (建設)
- 北村 友博 (情報工学)
- 武田 隆司 (電気電子)
- 立石 秀樹 (機械)
- 東田 英毅 (生物工学)
- 徳川 和彦 (建設)
- 長崎 均 (建設)
- 林 誠一 (化学)
- 山崎 宏 (金属)

注) ○印は委員長、括弧は登録部門

更新制度のある主な資格

名称	資格	受験資格				独占		更新制度の内容		備考
		学歴等	実務経歴	年齢	名称	業務	登録	期間(年)	要件	
不動産鑑定士	国				○	○	○	5	なし	業務継続の場合更新
宅地建物取引士	国				○	○	○	5	講習会	
建築士	国	○	○		○	○		3	講習会	建築士事務所に所属する建築士は受講義務。資格として有効期限はない。
運転免許	国		○	○	○	○	○	3,4,5	身体検査・講習会	
海技士	国		△	△	○	○	○	5	なし	失効した場合には受講要、資格として有効期限はない。
救命艇手	国		○	○	○	○	○	5	なし	資格として有効期限はない。
水先人	国	○	△		○	○	○	5	講習会	資格として有効期限はない。
専門看護師	国	○	△		○	○	○	5	看護実践・自己研鑽	認定更新(看護実践 2000 時間以上・自己研鑽 50 点以上)
中小企業診断士	国				○		○	5	知識の補充・実務の従事	・知識の補充(5 回/5 年) ・実務の従事(30 日以上/5 年)のコンサル業務
RCCM		○	○		○		○	4	CPD 100 単位以上(1 部門) 200 単位(H32 更新～)	技術士建設部門の分野の資格、建設コンサルタツ協会(今年度から 50 単位/年が必要)
海上工事施工管理技術者			○		○		○	5	CPD 200 ポイント	(一財)港湾空港総合技術センターSCOPE 受験資格：一級土木施工管理技士または技術士(ただし建設部門に限る)の資格を取得、等(RCCM、測量士) 国交省の総合評価方式における加算資格
空港土木施設点検評価技士			○		○		○	5	CPD 200 ポイント	
地質調査技士		○	○		○		○	5	CPD 125 単位以上(1 部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会
教員免許	国	○						10	講習会 30 時間	講習を受けなくても教員免許状は失効しない。

技術士資格の公的活用

(1) 中央省庁

所管省庁	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	「情報システムに係る政府調達の基本方針」(入札事業者の資格要件)	技術士	情報工学, 上記を選択科目とする総合技術監理
厚生労働省	労働災害防止のため建設工事などの計画に参画させる有資格者(労働安全衛生法)	第二次試験合格者	建設
	労働契約期間の特例(専門的知識等を有する労働者)(労働基準法)	技術士	全技術部門
農林水産省	土地改良事業の審査のため農林水産省等が委嘱する専門技術者(土地改良法)	第二次試験合格者	農業(農業土木,農村地域計画)
〃(林野庁)	治山・林道事業の現場技術業務を委託する場合の公益法人等の現場技術者(治山・林道事業現場技術者業務委託実施要領)	技術士	森林(森林土木)
〃(〃)	治山・林道事業に係る調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領に定める技術者(治山・林道事業に係る調査、測量、設計等を外注する場合の取扱要領)	技術士	森林(森林土木)
経済産業省	ダム水路主任技術者の選任の許可の要件(電気事業法)	第一次試験合格者	建設
		第二次試験合格者	建設, 農業(農業土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
〃(中小企業庁)	中小企業・ベンチャー総合支援事業派遣専門家として登録される専門家(中小企業支援法)	技術士	全技術部門
国土交通省	設計管理者(鉄道土木、鉄道電気、車両)(鉄道事業法)	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 建設
	宅地造成工事の技術的規準(擁壁、排水施設)の設計者(宅地造成等規制法)	第二次試験合格者	建設
	公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者(下水道法)	第二次試験合格者	上下水道(下水道)
	一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 建設, 上下水道, 衛生工学, 農業(農業土木), 森林(林業, 森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 建設, 上下水道, 衛生工学, 農業(農業土木), 森林(林業, 森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	建設コンサルタントとして国土交通省に部門登録をする場合の専任技術管理者(建設コンサルタント登録規程)	技術士	機械(機械設計, 材料力学, 機械力学・制御, 動力エネルギー, 熱工学, 流体工学, 交通・物流 機械及び建設機械, ロボット, 情報・精密機器), 電気電子, 建設, 上下水道(上水道及び工業用水道, 下水道), 衛生工学(廃棄物管理), 農業(農業土木), 森林(森林土木), 水産(水産土木), 応用理学部門(地質), 上記を選択科目とする総合技術監理
	地質調査業者として国土交通省に登録する場合の技術管理者(地質調査業登録規程)	技術士	建設(土質及び基礎), 応用理学(地質), 上記を選択科目とする総合技術監理
開発許可申請の場合の設計者(都市計画法)	第二次試験合格者	建設, 上下水道, 衛生工学	
国土交通省・環境省	公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者(下水道法)	第二次試験合格者	上下水道(下水道), 衛生工学(水質管理, 廃棄物管理(汚物処理を含む))

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

(2) 地方自治体等

自治体名	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
大阪府 埼玉県 千葉市 市原市 川崎市 那覇市 他	廃棄物処理施設の技術管理者	技術士	化学, 上下水道, 衛生工学, その他の技術部門(ただし1年以上の実務経験)
東京都環境局	指定地球温暖化対策事業所の技術管理者 (環境確保条例)	技術士 (省エネルギー診断を実施する能力を有していること及び都の定める講習会修了者)	機械, 電気電子, 建設, 衛生工学, 環境, 総合技術監理(機械, 電気電子, 建設, 衛生工学, 環境)
東京都環境局	東京都1種公害防止管理者 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	技術士 (東京都1種公害防止管理者講習会修了者)	全技術部門

(3) その他有資格者のメリット

所管	資格の名称	区分	内容
裁判所	裁判所 (鑑定人、専門委員、 調停委員)	技術士	各裁判所から鑑定人等の推薦依頼があった場合など、下記の司法支援を行なう。 採用が決まると裁判所との間で個人契約となる。 (1) 鑑定人 求められた鑑定事項に専門家の立場からの意見を述べる。鑑定書の提出を求められるのが一般的である。年齢制限はない。 (2) 専門委員 裁判所が任命する非常勤の裁判所職員(特別職の国家公務員)として、指定を受けた事件について各訴訟手続きに必要な専門的知見に基づく説明を行う。任期 2 年で、年齢制限はない。 (3) 調停委員 身分は、専門委員と同様に裁判所が任命する非常勤の裁判所職員で、裁判官と調停委員により構成される調停委員会のメンバーとして、訴訟よりは簡易な手続である調停に専門家の立場から関与する。40 歳以上 70 歳未満の年齢制限がある。
林野庁	地域林政アドバイザー	技術士 (森林)	市町村の森林・林業行政全般又は一部について、知識・経験を元にアドバイス等を行う。具体的な事例を挙げれば以下の通り。(あくまで施策の企画立案や所有者等への指導といった施策にかかわる事務を対象としており、単なる巡視などの単純な事務は対象としない。) ①伐採・造林の指導・監督補助(現地確認、事業体指導) ②森林経営計画の認定支援(現地確認、事業体指導) ③民有林における地籍調査、境界明確化活動の支援 ④市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注補助 ⑤森林 GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス (新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新) ⑥路網の整備・管理計画の策定 ⑦市町村森林計画及び構想の作成支援

他の公的資格取得上の免除等

所管省庁	資格の名称	特典事項	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	消防設備士(甲種・乙種)	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 化学, 衛生工学
		甲種受験資格を認定		全技術部門
	消防設備点検資格者(特種・第1種・第2種)	受講資格を認定	第二次試験合格者	機械, 電気電子, 化学, 上下水道, 衛生工学
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	受講資格を認定	技術士	機械, 電気電子, 上下水道, 衛生工学
	労働安全コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械, 船舶・海洋, 航空・宇宙, 電気電子, 化学, 金属, 資源工学, 建設, 農業(農芸化学, 農業土木), 森林(森林土木), 経営工学(生産マネジメント)
		受験資格を認定		全技術部門
	労働衛生コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	衛生工学
受験資格を認定		全技術部門		
作業環境測定士(第1種・第2種)	筆記試験一部免除	技術士	化学, 金属, 衛生工学, 応用理学	
	受験資格を認定	第二次試験合格者	全技術部門	
厚生労働省・環境省	廃棄物処理施設技術管理者	申請資格を認定	第二次試験合格者	化学, 上下水道, 衛生工学
		申請資格一部認定		上記技術部門以外の技術士
経済産業省	中小企業診断士	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	情報工学
	ボイラー・タービン主任技術者(第1種・第2種)	申請資格の一部として認定	第二次試験合格者	機械
〃(特許庁)	弁理士	論文試験免除	技術士	全技術部門
国土交通省	気象予報士	学科試験免除	技術士	応用理学
	土木施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道, 農業(農業土木), 森林(森林土木), 水産(水産土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	電気工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子, 建設, 上記を選択科目とする総合技術監理
	管工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	機械(熱工学, 流体工学), 上下水道, 衛生工学, 上記を選択科目とする総合技術監理
	造園施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設, 農業(農業土木), 森林(林業, 森林土木), 上記を選択科目とする総合技術監理
	土地区画整理士	学科試験免除	第二次試験合格者	建設(都市及び地方計画)
	地すべり防止工事士	一次審査を免除	技術士	建設(土質及び基礎, 河川, 砂防及び海岸・海洋, 道路), 農業(農業土木), 森林(森林土木), 応用理学(地球物理及び地球化学, 地質), 環境
	推進工事技士	学科試験を免除	第二次試験合格者	建設, 上下水道 上記を選択科目とする総合技術監理
	舗装施工管理技術者(1級・2級)	受験資格一部認定	第二次試験合格者	建設
	環境省	環境カウンセラー	登録審査の加算要素の一つとして認定	技術士
財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	特定工場における公害防止管理者(ばい煙発生施設, 汚水等排出施設, 騒音発生施設, 振動発生施設, 特定粉じん発生施設, 一般粉じん発生施設, タイオキシソド類発生施設)	受講資格を認定	技術士	機械(機械力学・制御, 動力エネルギー, 熱工学, 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械), 化学, 金属(鉄鋼生産システム, 非鉄生産システム), 上下水道, 衛生工学(大気管理, 水質管理), 農業(農芸化学), 応用理学(物理及び化学), 環境(環境保全計画, 環境測定)

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

技術士資格の活用に関する要望一覧

No.	所管省庁	現状	提案内容	効果	提案者部門
1	厚生労働省	<p>化学物質管理技術者の資格要件は以下のように定められている。 ・化学物質管理養成セミナーに参加し修了試験に合格していること ・大学又は専門学校で化学、応用化学を専攻し、卒業していること ・環境計量士、公害防止管理者、特定化学物質等作業主任者の資格を有していること。</p>	<p>化学物質管理技術者要件に「技術士」を加える。</p>	<p>化学物質管理の信頼性が担保できる。</p>	<p>環境機械</p>
2	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十七条(医薬品等総括製造販売業者等の設置)に規定する「医薬品等総括製造販売責任者」「医薬品製造管理者」「医薬品等責任技術者」とされており、同施行規則第百四十四条の「薬剤師以外の技術者」とされ、同施行規則第百四十四条の四十九(医療機器等総括製造販売責任者の基準)においては、大学等で専門の課程を修了した者との規定にとどまっている。</p>	<p>薬剤師を必要としない「医薬品等総括製造販売責任者」「医薬品製造管理者」「医薬品等責任技術者」の要件の一つとして技術士の生物工学科門(全選択科目)を加える。</p>	<p>選任に必要な資質等が明確になり、選任作業が円滑に進む。</p>	<p>生物工学科</p>
3	厚生労働省	<p>「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」の登録について、「建築物飲料水水質検査実施者」として、技術士(上下水道部門もしくは衛生工学科門)が指定されている。</p>	<p>「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」の登録について、「建築物飲料水水質検査実施者」として、生物工学科門も追加する。</p>	<p>登録に門戸を開くことにより、水質検査実施者の養成が円滑に進められる。</p>	<p>生物工学科</p>
4	厚生労働省	<p>作業環境測定士(一種、二種)の資格要件は以下のように定められている。技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者は受験可能。免除科目は技術士(化学部門、金属部門又は応用理学部門に限る。)の登録を受けた者(作業環境について行う分析に関する概論)、技術士(衛生工学科門に限る。)の登録を受けた者で、登録後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験の有するもの(作業環境について行う分析に関する概論と選択分野の放射性物質以外)</p>	<p>技術士(衛生工学科門)又は環境部門(選択科目:環境測定)に限る。)の登録を受けた者で、登録後、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験の有するもの(作業環境について行う分析に関する概論と選択分野の放射性物質以外)とする。</p>	<p>作業環境測定士の測定分析業務の信頼性を担保できる。</p>	<p>環境</p>
5	経済産業省	<p>公害防止管理者等の資格の中の、水質第三種・第四種の資格として、化学部門(全選択科目)、上下水道部門(全選択科目)、衛生工学科門(水質管理科目)、農業部門(農芸化学科目)、応用理学部門(物理及び化学科目)、環境保全計画、環境測定科目)が指定されている。</p>	<p>公害防止管理者等の資格の中の、水質第三種・第四種の資格認定講習の受講資格として、技術士の左記部門に加えて、機械部門(全選択科目)及び生物工学科門(全選択科目)を加える。</p>	<p>資格認定講習の受講資格を広げることにより、生物災害防止に知見を持つ責任者の養成が円滑に進められる。また施設管理の信頼性向上が期待できる。</p>	<p>機械生物工学科</p>
6	経済産業省	<p>経済産業省が所掌している工業用水道、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、軽車両、船舶、高圧ガス保安施設、電気事業施設他の設計に関して、設計照査は技術士が行うとは定められていない。</p>	<p>経済産業省が所掌している鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、高圧ガス保安施設他の設計に関して設計照査を行うこととする。詳細設計照査要領、仕様書等の発行、及び設計照査は「専門分野の技術士(機械部門)が行う」という項目を入れる。</p>	<p>当該施設等の品質の確保、及び安全性の向上が期待できる。</p>	<p>機械</p>

No.	所管省庁	現状	提案内容	効果	提案者 部門
7	経済産業省	<p>高圧ガスの製造、販売、移動、消費において、高圧法で特に定める高圧ガスを取り扱う方等には資格が必要となる。資格を取得するための国家試験制度(高圧ガス製造保安責任者)がある。国家試験では、3科目(法令、保安管理技術、学識)の試験科目を受験する必要がある。(ただし、国家試験科目の一部が免除される講習の課程を修了(検定試験に合格)すると「保安管理技術」と「学識」の科目について、免除申請することができる)</p> <p>計量士になろうとすると、経済産業省令で定める計量士の区分ごとに、経済産業大臣の登録を受けなければならない(法第122条)とされており、計量士国家試験に合格しただけでは計量士にはなれない。登録を受けようとする計量士の区分に応じて次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(衛生工学部門)に係る登録を受けている者(に限る)の登録を受けていること。 <p>国交省令「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第38条」で、エレベータ、エスカレータの型式適合認定は、指定認定された機関(財団法人日本建築設備・昇降機センター、財団法人日本建築センター、財団法人ベターリビング)に登録された認定員が行う旨、定められている。</p>	<p>技術士試験(機械部門)の合格者で、高圧ガスの取り扱いに関し1年以上の実務経験を有する者は、「保安管理技術」と「学識」の科目について試験を免除する。</p>	<p>水素エネルギーの導入拡大に伴う資格者の需要増に対応できる。</p>	機械
8	経済産業省	<p>計量士になろうとすると、経済産業省令で定める計量士の区分ごとに、経済産業大臣の登録を受けなければならない(法第122条)とされており、計量士国家試験に合格しただけでは計量士にはなれない。登録を受けようとする計量士の区分に応じて次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(衛生工学部門)に係る登録を受けている者(に限る)の登録を受けていること。 <p>国交省令「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第38条」で、エレベータ、エスカレータの型式適合認定は、指定認定された機関(財団法人日本建築設備・昇降機センター、財団法人日本建築センター、財団法人ベターリビング)に登録された認定員が行う旨、定められている。</p>	<p>・技術士(衛生工学部門)又は選択科目を環境測定とする環境部門に係る登録を受けている者に限る。の登録を受けていることとする。</p>	環境	
9	国土交通省	<p>国交省令「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第38条」で、エレベータ、エスカレータの型式適合認定は、指定認定された機関(財団法人日本建築設備・昇降機センター、財団法人日本建築センター、財団法人ベターリビング)に登録された認定員が行う旨、定められている。</p>	<p>エレベータ、エスカレータの型式適合認定員に技術士を加える</p>	<p>技術士は認定指定基準を満たし、エレベータ、エスカレータの安全性も向上することが期待できる。</p>	機械
10	国土交通省	<p>国土交通省所掌の建設業に関する機械器具設置設計(プラント設備設計、送水・排水施設設計、トンネル換気設備設計他)について、要領・特記仕様書等で技術士(業務に該当する部門)、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMが設計照査を行うことが定められている。</p>	<p>国土交通省所掌の建設業に関する機械器具設置設計(プラント設備設計、送水・排水施設設計、トンネル換気設備設計他)について、設計照査ができるのは「専門分野の技術士(機械部門)、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMが設計照査を行う」と変更する。</p>	<p>品質確保の向上、安全性の向上、技術士(機械部門)の業務拡大</p>	機械
11	環境省	<p>「廃棄物処理施設技術管理者」の資格で、環境省令に規定された技術管理者の資格要件として、技術士(化学部門、上下水道部門、衛生工学部門)は実務経験不要。上記部門以外は1年以上の実務経験要。</p>	<p>「廃棄物処理施設技術管理者」の資格で、環境省令に規定された技術管理者の資格要件として、機械部門及び環境部門についても実務経験不要とする。</p>	<p>施設全体の管理の視点から信頼性の向上に繋がる。</p>	機械
12	財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に関わる安全管理体制における生産業務等安全主任者について、組換え体取扱い経験が有ることのみがその要件となっており、実際に生物災害が発生した時に的確な対応がなされる組織になっているとはいいたい。</p>	<p>生産業務等安全主任者の要件の一つとして生産業務等安全主任者部門(全選択科目)を加える。</p>	<p>生産業務等安全主任者に必要な資質等が明確になり、生物災害の発生等を未然に防ぐことがより確実になる。</p>	生物工学